

記載事項変更申請（本籍・住所・氏名などの変更）

受付場所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旭川運転免許試験場 ○ 新住所を管轄する警察署 ○ 交番・駐在所（美瑛交番、上川交番、東神楽交番、上富良野交番） <p>※1 交番・駐在所で手続きの場合、申請の約1か月経過後に、試験場又は警察署で免許証のICチップへの登録手続きが必要になります。</p> <p>※2 マイナ免許証に関する取扱いはしておりません。</p>
受付日時	<p>月曜日～金曜日の平日のみ（祝日、年末年始は受付できません。）</p> <p>☞ 運転免許試験場 午前8時45分～午後4時30分</p> <p>☞ 各 警 察 署 午前9時～午後4時30分</p> <p>※受付時間は、申請書類の受付可能な時間です。</p> <p style="text-align: center;">申請書類の作成時間を考慮し、余裕を持ってお越し下さい。</p>
持ち物	<p>運転免許証（マイナ免許証をお持ちの方はマイナ免許証）のほか</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 住所変更の場合 新住所を確認できる書面 （住民票、マイナンバーカード、健康保険証、新住所に届いた消印のある本人宛の郵便物など） ● 10月1日以降に申請される外国籍の方 次の<u>書類提示が必要</u>です。 <ul style="list-style-type: none"> ◎ 住民基本台帳法の適用を受ける外国人 <ul style="list-style-type: none"> ① 在留カード ② 特別永住者証明書 ③ 在留期間等を記載した住民票 <u>のいずれか</u> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 住民基本台帳法の適用を受けない外国人（外交官等） 外務省等発行身分証明書類及び公的機関等発行住所確認書類 ● 本籍・氏名変更の場合 本籍記載のある住民票 1通 （住民基本台帳の適用を受けない方は、パスポート等） ※氏名のみの変更の場合は、マイナンバーカードの提示で可能 ● 旧姓記載の場合 旧姓記載のある住民票又はマイナンバーカード （旧姓が取消線で削除されているものは不可）

その他

写真、印鑑は必要ありません。
同居の親族による代理の届出も可能ですが、同居を示す書類の提示が必要です。
同居以外の方が申請する場合には委任状が必要です。
(委任状の様式については、お問い合わせください。)

手 数 料

記載事項変更の届出には、手数料がかかりません。